

## 平成27年度施設調査 設問[F 1]における施設別表

○設問 F 1 の回答に使用してください。

	番号	施設名
第 1 種 施 設	1	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
	2	ア 病院、診療所又は助産所
		イ 薬局
		ウ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師の施術所
	3	劇場、映画館又は演芸場
	4	観覧場
	5	ア 集会場又は公会堂
		イ 火葬場又は納骨堂
		ウ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
	6	展示場
	7	体育館、水泳場、ボーリング場その他の運動施設
	8	公衆浴場
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
	10	銀行その他の金融機関
	11	郵便事業、電気通信事業、水道事業、電気事業、ガス事業又は熱供給事業の営業所
	12	ア 公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設
イ 旅客の運送の用に供する電車、自動車その他の車両又は船舶（運行する路線又は就航する航路の起点及び終点が県内にあるものに限る。）		
13	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	
14	動物園、植物園、遊園地その他これらに類するもの	
15	老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
16	官公庁施設	
第 2 種 施 設	17	飲食店、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、待合、料理店その他これらに類するもの
	18	ホテル、旅館その他これらに類するもの
	19	ア ゲームセンター、カラオケボックスその他これらに類するもの
		イ ダンスホール、マージャン屋、ぱちんこ屋その他これらに類するもの
ウ 競馬場外の勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券発売場その他これらに類するもの		
20	1～19に該当しないサービス業を営む店舗	

※ 受動喫煙防止条例では、第1種施設は禁煙に、第2種施設は禁煙または分煙を選択することとしており（ただし、どの施設も喫煙所の設置は可能）、罰則の対象となります。また、小規模な飲食店（調理場を除き100㎡以下）、小規模な宿泊施設（700㎡以下）などの特例第2種施設については禁煙または分煙にするなどの条例の規定に準ずる措置を講じるよう努めることとされており、罰則の対象から外れています。